

積立手帳

積立手帳番号	
--------	--

募集年度	
------	--

積立組合

積立組合番号	
名称	
所在地	

積立内容

積立金額 (1回当たり)	
積立回数	10回の範囲内で連続して積立teを行う
買入請求受付開始時期	

※買入代金交付は上記の翌々月からとなります。

(ご注意)

- この積立手帳は、貴積立組合が上記募集年度に応募され、積立組合として当機構に選定されたことを証し、また、今後の積立teに係る手続において積立組合を確認するために必要な書類であり、とても重要なものです。盗難、不正使用等が発生しないように厳重に保管していただくとともに、代表者改選時には遅滞なく新代表者に引き継いでいただくようお願いいたします。盗難、不正使用、偽造、変造その他の事故が発生した場合、そのために生じた損害につきましては、当機構及び事務受託銀行は責任を一切負いません。
- 上記の積立手帳番号は、貴積立組合が上記の積立内容に関しての手続を行うに当たっての番号となっています。貴積立組合が今後、別の応募をされた場合は、その応募分については異なる積立手帳番号を付した積立手帳を発行します。
- この積立手帳は、①元利金自動払込先口座変更手続 ②積立組合名称変更手続 ③積立組合所在地変更手続 ④買入請求（中途換金の申出）手続の際に、それぞれの手続に必要な届出書類等とともに、事務受託銀行に郵送していただきます。また、①から③までの手続の際、複数の積立手帳をお持ちの場合は全ての積立手帳の同封が必要です。
なお、積立手帳が同封されていない場合は、手続ができませんのでご注意ください。
- この積立手帳は、初回の積立teをされなかった場合には同時に失効します。
- 上記の買入請求受付開始時期は、修繕工事を理由として債券の買入請求（中途換金の申出）を行うことが可能となる年月を指します（買入請求の手続及びスケジュールの詳細は「マンションすまい・る債のしおり」をご覧ください。）。
- その他積立手続の詳細は「マンションすまい・る債のしおり」でご確認ください。



<変更事項>

日付	変更内容（変更前→変更後）	取扱印

